

報 告 第 2 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 4 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年11月14日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 損害賠償の額 6万500円
- 2 損害賠償の相手方 新居浜市久保田町三丁目9番8号
愛媛県新居浜警察署
新居浜警察署長 警視 重松 真史

3 事故の概要

令和5年9月22日午前10時40分頃、市道城下寿線（岸の上町一丁目13番68号地先路上）において、公用車が対向車と行き違うため後進した際、相手方の道路標識に接触し、損傷させた。